

労働審判事件申立必要書類等一覧表

R7. 1. 15～ 山口地方裁判所

費用

1 申立手数料 (収入印紙)	労働審判を求める事項の価額（労働審判手続の申立てをもって主張する利益）を基礎として、民事訴訟費用法所定の手数料の納付が必要 ※ 具体的な額については、受付センターでおたずねください。
2 郵便料	(現金予納の場合) 4,000円 ※ 相手方が1人増えるごとに、1,500円を増額 ※ 未使用分については、納付の際に指定された口座に返還いたします。 現金予納の方法 1 申立書受付後、保管金提出書を交付します。 なお、銀行振込をご希望の場合は、保管金提出書のほか、振込依頼書（兼入金伝票）も交付します。 2 保管金提出書及び現金を準備し、裁判所会計課（庶務課）で保管金納付手続を行ってください。 なお、銀行振込の場合は、 (1) 振込依頼書を最寄りの金融機関（銀行等）に持参して振込手続を行ってください。 (2) 必要事項を記入した①保管金提出書及び②振込依頼書の2枚目（右上に「裁判所提出用」と記載されたもの）を裁判所会計課（庶務課）に提出してください（郵送可）。 ※ 事前登録が必要ですが、電子納付の方法もあります。詳しくは裁判所受付センターまでお問合せください。 (郵券予納の場合) 3,650円分の郵便切手 <内訳> 500円× 5 100円× 10 10円× 15 ※ 相手方が1人増えるごとに、1,220円分の郵便切手を増額 <内訳> 500円× 2 110円× 2

提出書類

標 目 等	通 数	提出に当たっての留意事項等
1 申立書 (正本)	1	サイズ：A4判横書き ※ページ番号を付すること 申立人の記名・押印が必要（※住所、連絡先も記載する。）
2 申立書写し	相手方の数 + 3	申立書（正本）のコピーで可
3 証拠書類写し	相手方の数 + 3	証拠書類原本のコピーで可 ※「労働事件基本書証一覧」を参照して、できるだけ申立時にすべて提出してください。
4 法人の資格証明書 (商業登記簿謄本等)	1	法務局で申請して取得する。 当事者が法人でない場合は不要
5 委任状	1	弁護士に委任した場合にのみ必要
6 戸籍謄本	1	当事者が未成年であったり、相続が関係する場合のみ

裁判所に申立書等を直接持参される場合は、訂正等で必要となることがありますので、申立書に押印した印鑑と一緒に持参してください。